介護職員処遇改善・介護職員特定処遇改善通知書

令和５年度介護職員処遇改善・介護職員特定処遇改善計画に基づき、下記の通り賃金の改善およびキャリアパス要件における支援を行います。

記

令和５年度　処遇改善加算について

〇令和５年４月以降の昇給改善額は賃金に含み支給する。
〇令和５年７月・１１月・令和６年３月　給与支給時に処遇改善一時金を以下の通り支給する。
正社員　　１２００００円
非常勤職員　１日６時間以上の勤務）につき１０００円を　４月２１日～７月２０日、７月２１日～１１月２０日、１１月２１日～３月２０日の間にそれぞれの勤務日数に応じて支給する。
〇資格所得率の向上を目的とし、勤務の調整、有給休暇の付与をする。
・介護福祉士の試験日
・実務者研修講習日（スクーリング）
・介護職員初任者研修養成講座講習日（スクーリング）

令和５年度　特定処遇改善加算について

資格、経験年数により介護職員を①②③④とグループ分けします。
① 介護福祉士の資格を有し、当法人にて７年以上、介護職員として勤務するもの
② 当法人にて７年以上、介護職員として勤務するもの
③ 当法人にて４年以上、介護職員として勤務するもの
④ その他の介護職員
※令和５年４月１日の時点で上記の条件を満たすもの
※令和５年度より④の職員を追加しました。

特定処遇改善加算の配分方法は下記のようになります。
①：(②＋③+④)　＝　６：４
令和５年４月１日に①の資格を有する職員（常勤換算）7.2 名
②③④の資格を有する職員（常勤換算）36.8 名です。
※①の条件を満たす職員への配分がその他の職員の計と比較して６：４と多くなっていますが、特定処遇改善加算の目的（介護福祉士の資格を有し、経験年数が長い介護職員の処遇を改善する）に沿ったものとなっていることをご理解ください。

支給予定額と支給方法
※想定した稼働率を極端に下回った場合、上記の金額を下回る場合もあります。
①の職員
91,000 円～94,000 円を 7，11，3 月に支給予定です。（金額は正職員、非常勤職員は常勤換算にて計算）
②の職員
25,000 円～28,000 円を 7，11，3 月に支給予定です。（金額は正職員、非常勤職員は常勤換算にて計算）
③の職員
12,500 円～13,500 円を 7，11，3 月に支給予定です。（金額は正職員、非常勤職員は常勤換算にて計算）
④の職員
1500 円～1900 円を 7，11，3 月に支給予定です。（金額は正職員、非常勤職員は常勤換算にて計算）

但し、稼働率及び勤怠状況により支給額が変動することがあります。また、支給時に属する月の給与締切日に在籍していない者は支給されません。

株式会社フレンズホーム